

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成27年2月27日提出 |
| 【発行者名】 | シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 水嶋 浩雅 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 山口 節一 |
| 【電話番号】 | 03-5208-5211 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | TOPIXベア2倍上場投信 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | (1)当初自己設定額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成26年 5月12日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（平成26年11月末現在）

1) 資本金

370百万円

2) 沿革

平成11年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3) 大株主の状況

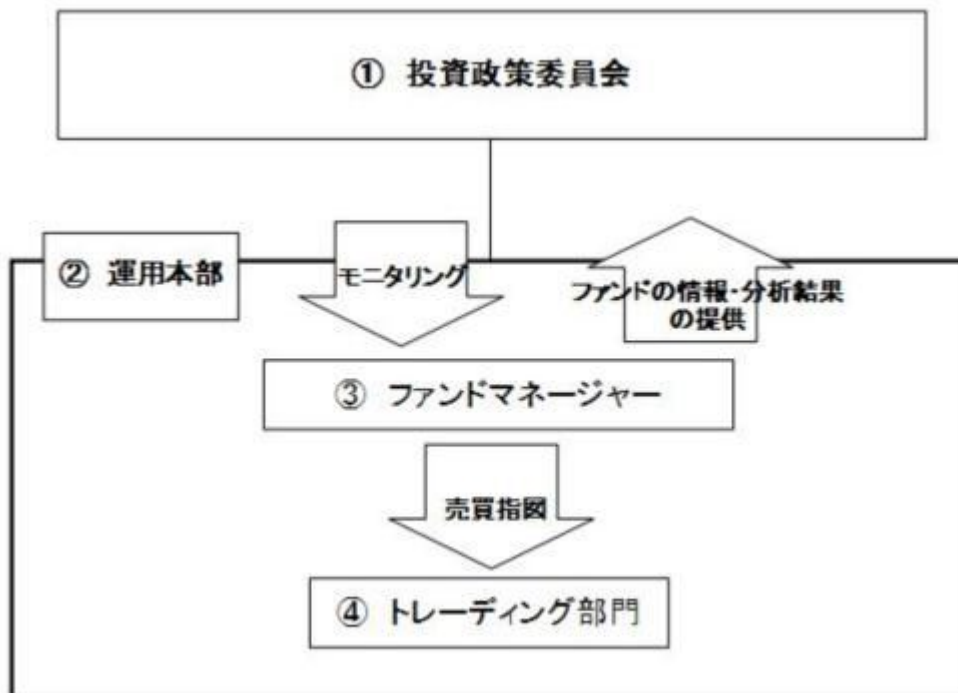
| 名 称 | 住 所 | 所有株数 | 所有比率 |
|-----------------------------|-------------------|--------|------|
| (株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス | 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 | 7,400株 | 100% |

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

- * 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入に係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）、取引執行に関する基準（店頭デリバティブ取引）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

上記は平成26年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

< 訂正前 >

約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下

同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- 4) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 5) 外貨建資産への投資は行ないません。

<訂正後>

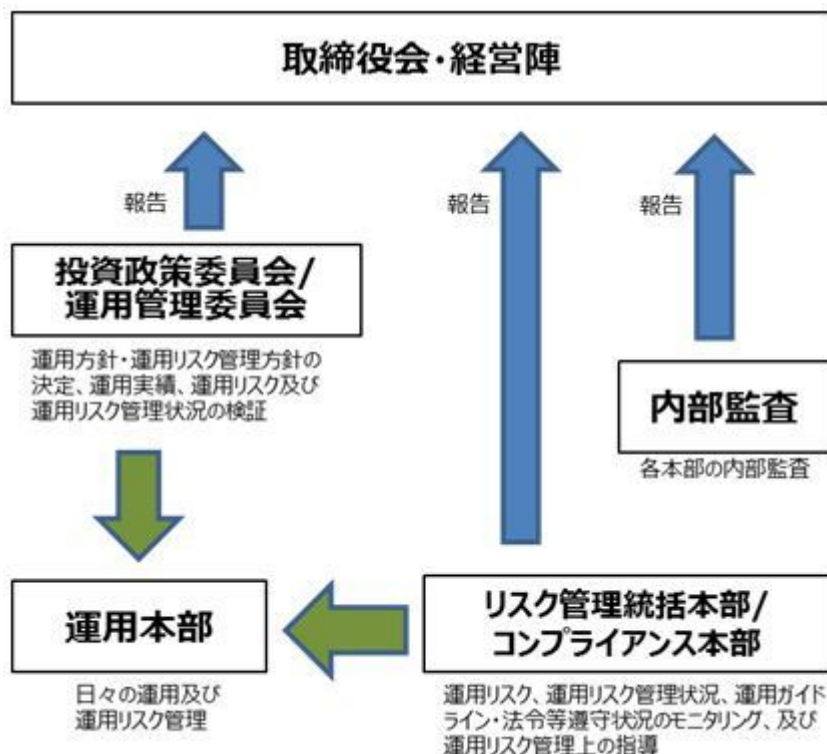
約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 5) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 6) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制



上記は平成26年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクの管理体制>

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応するこ

ととしております。

< 更新後 >

(参考情報)

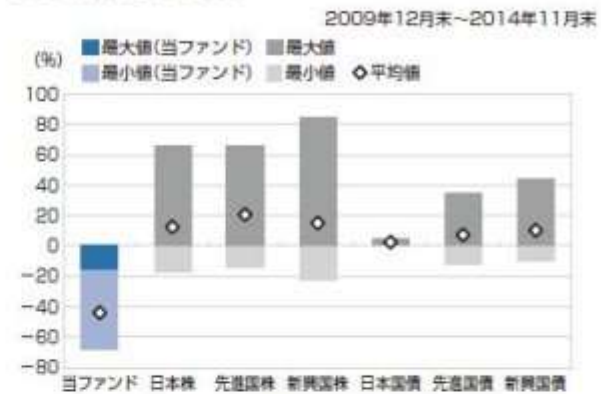
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(1口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 *年間騰落率は、2012年12月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
 なお、運用期間が1年未満であるため、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | △14.8 | 65.0 | 65.7 | 83.9 | 4.1 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値 | △67.8 | △17.0 | △13.6 | △22.8 | 0.4 | △12.7 | △10.1 |
| 平均値 | △44.2 | 12.3 | 20.4 | 14.9 | 2.3 | 7.3 | 10.3 |

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2009年12月から2014年11月の5年間の当ファンドは2012年12月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の費用について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、著作権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

<訂正前>

換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

(3) 【信託報酬等】

<更新後>

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.81%（税抜0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.75%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 | | |
|---------------------------|-------|-------|
| 合計 | 委託会社 | 受託会社 |
| 0.75% | 0.70% | 0.05% |

役務の内容

| | |
|------|--------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 |
|------|--------------|

| | |
|------|-------------------------|
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|------|-------------------------|

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

5【運用状況】

以下の運用状況は2014年11月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 3,920,128,740 | 52.54 |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 3,541,104,048 | 47.46 |
| 合計（純資産総額） | | 7,461,232,788 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類 | 建別 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|----------|----|------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 売建 | 日本 | 14,908,985,000 | 199.82 |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 利率（％） | 償還期限 | 投資比率（％） |
|------|------|-------------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-------|-----------|---------|
| 日本 | 国債証券 | 第493回国庫短期証券 | 1,200,000,000 | 99.99 | 1,199,994,000 | 100.00 | 1,200,090,000 | | 2015/2/23 | 16.08 |
| 日本 | 国債証券 | 第477回国庫短期証券 | 1,200,000,000 | 100.00 | 1,200,020,400 | 99.99 | 1,199,998,800 | | 2014/12/8 | 16.08 |
| 日本 | 国債証券 | 第488回国庫短期証券 | 900,000,000 | 99.99 | 899,996,400 | 100.00 | 900,019,800 | | 2015/1/26 | 12.06 |
| 日本 | 国債証券 | 第482回国庫短期証券 | 500,000,000 | 99.99 | 499,999,000 | 100.00 | 500,005,500 | | 2015/1/8 | 6.70 |
| 日本 | 国債証券 | 第496回国庫短期証券 | 120,000,000 | 100.00 | 120,000,000 | 100.01 | 120,014,640 | | 2015/3/9 | 1.61 |

ロ. 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 52.54 |
| 合計 | 52.54 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

| 資産の種類 | 取引所 | 名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 契約額等(円) | 評価額(円) | 投資比率(%) |
|----------|-------|----------|----|-------|-----|----------------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | 東証株価指数先物 | 売建 | 1,057 | 日本円 | 13,924,117,532 | 14,908,985,000 | 199.82 |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | | 東京証券取引所 取引価格(円) |
|------------|------------|------|--------------|------|--------------------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き | |
| 2014年 5月末日 | 1,294 | | 9,957 | | 10,030 |
| 6月末日 | 3,499 | | 8,974 | | 9,050 |
| 7月末日 | 4,352 | | 8,534 | | 8,580 |
| 8月末日 | 5,310 | | 8,705 | | 8,690 |
| 9月末日 | 7,369 | | 7,924 | | 7,920 |
| 10月末日 | 5,546 | | 7,597 | | 7,640 |
| 11月末日 | 7,461 | | 6,783 | | 6,810 |

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|------|-------------------------|--------------|
| 当中間期 | 2014年 5月28日～2014年11月27日 | |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率(%) |
|------|-------------------------|--------|
| 当中間期 | 2014年 5月28日～2014年11月27日 | 30.22 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|------|-------------------------|-----------|---------|
| 当中間期 | 2014年 5月28日～2014年11月27日 | 1,620,000 | 520,000 |

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

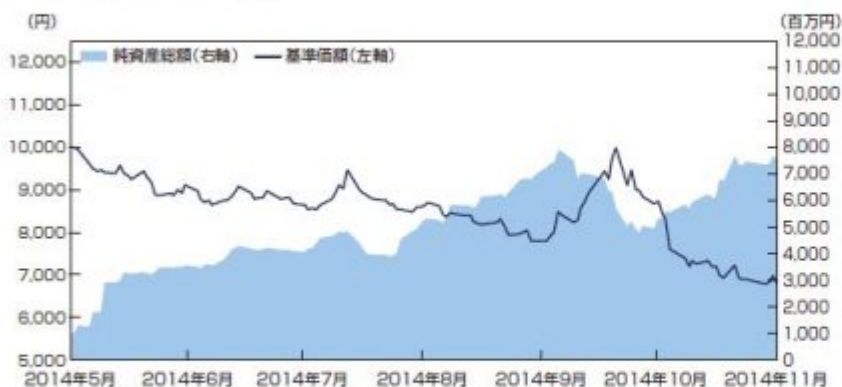
参考情報

<更新後>

運用実績

(2014年11月28日現在)

<基準価額・純資産の推移>



<分配の推移>

該当事項はありません。

<主要な資産の状況>

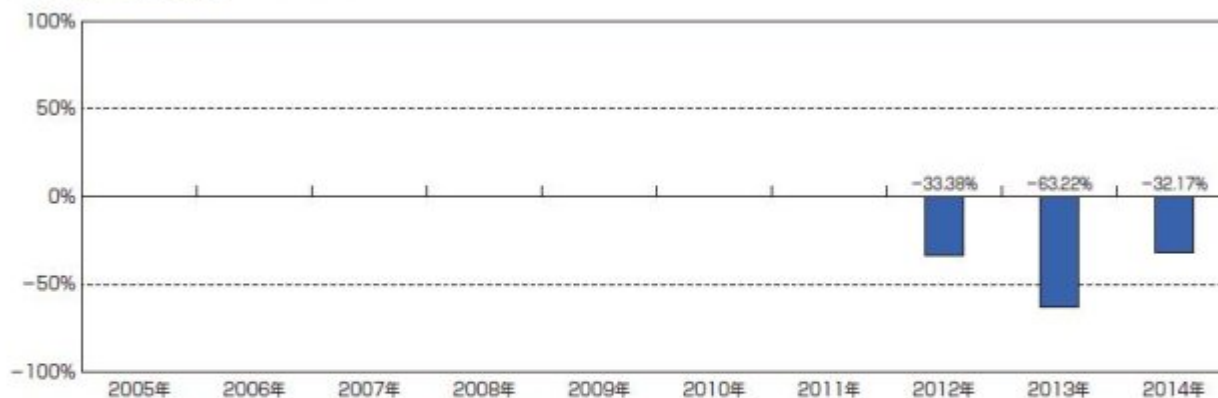
■資産の配分

| 組入資産 | 比率 |
|-------|-------|
| 公社債 | 52.5% |
| 現金その他 | 47.5% |

■株価指数先物取引の状況

| 取引内容 | 比率 |
|----------------------|--------|
| TOPIX先物 2014年12月限 売建 | 199.8% |

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。

・2012年から2013年末までは、対象インデックス(TOPIXダブルインバース(-2倍)指数)の年間騰落率です。あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

・2014年は設定日(5月28日)から11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<更新後>

信託約款の変更など

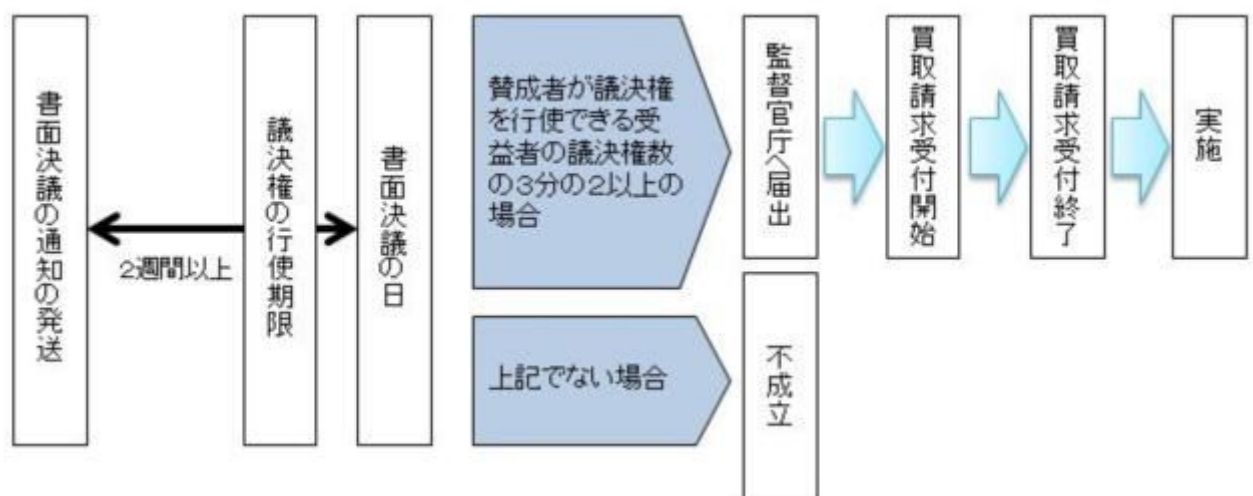
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

<更新後>

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年5月28日から平成26年11月27日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【TOPIXベア2倍上場投信】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在) |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 3,120,650,620 |
| 国債証券 | 3,920,183,380 |
| 派生商品評価勘定 | 11,737,416 |
| 未収利息 | 4,216 |
| 差入委託証拠金 | 1,601,835,000 |
| 流動資産合計 | 8,654,410,632 |
| 資産合計 | 8,654,410,632 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 830,419,140 |
| 未払金 | 120,000,000 |
| 未払受託者報酬 | 1,349,666 |
| 未払委託者報酬 | 18,895,224 |
| その他未払費用 | 7,530,065 |
| 流動負債合計 | 978,194,095 |
| 負債合計 | 978,194,095 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 11,000,000,000 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 3,323,783,463 |
| 元本等合計 | 7,676,216,537 |
| 純資産合計 | 7,676,216,537 |
| 負債純資産合計 | 8,654,410,632 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 当中間計算期間 (自 平成26年5月28日 至 平成26年11月27日) |
|-------------|--|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 512,176 |
| 有価証券売買等損益 | 488,280 |
| 派生商品取引等損益 | 1,273,518,964 |
| | 1,273,518,964 |

| | 当中間計算期間 (自 平成26年 5月28日 至 平成26年11月27日) |
|---|---|
| 営業収益合計 | 1,272,518,508 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 1,349,666 |
| 委託者報酬 | 18,895,224 |
| その他費用 | 7,530,065 |
| 営業費用合計 | 27,774,955 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 1,300,293,463 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 1,300,293,463 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 1,300,293,463 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 575,640,000 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 575,640,000 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,599,130,000 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,599,130,000 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 3,323,783,463 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないとして認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | <p>株価指数先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在) | | | | | | |
|------------------------------------|--|-------|----------------|-----------|-----------------|---------|----------------|
| 1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 | <table border="0"> <tr> <td>期首元本額</td> <td>1,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>期中追加設定元本額</td> <td>15,200,000,000円</td> </tr> <tr> <td>期中解約元本額</td> <td>5,200,000,000円</td> </tr> </table> | 期首元本額 | 1,000,000,000円 | 期中追加設定元本額 | 15,200,000,000円 | 期中解約元本額 | 5,200,000,000円 |
| 期首元本額 | 1,000,000,000円 | | | | | | |
| 期中追加設定元本額 | 15,200,000,000円 | | | | | | |
| 期中解約元本額 | 5,200,000,000円 | | | | | | |
| 2. 受益権の総数 | 1,100,000口 | | | | | | |
| 3. 元本の欠損 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 3,323,783,463円 | | | | | | |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 当中間計算期間 (自平成26年5月28日 至平成26年11月27日) |
|-------|--|
| その他費用 | 主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であります。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 当中間計算期間末 (平成26年11月27日現在) |
|----------------------------|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありませ |
| 2. 時価の算定方法 | <p>ん。</p> <p>(1)有価証券 「中間注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「中間注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載してあります。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

当中間計算期間末（平成26年11月27日現在）

（単位：円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|------|----------------|----------------|-------|----------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 売建 | 14,496,228,276 | - | 15,314,910,000 | 818,681,724 |
| 合計 | | 14,496,228,276 | - | 15,314,910,000 | 818,681,724 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

| |
|-----------------------------|
| 当中間計算期間末 （平成26年11月27日現在） |
| 1口当たりの純資産額 6,978円 |

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年11月28日現在です。

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 8,642,623,229円 |
| 負債総額 | 1,181,390,441円 |
| 純資産総額（ - ） | 7,461,232,788円 |
| 発行済口数 | 1,100,000口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 6,783円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等（平成26年11月末現在）

| | |
|---------------------|---------|
| 資本金 | 370百万円 |
| 発行する株式の総数 | 12,000株 |
| 発行済株式の総数 | 7,400株 |
| 直近5カ年における主な資本金の額の増減 | |
| 該当事項はございません。 | |

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

- ・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

- ・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

- ・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

- ・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は平成26年11月28日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 42 | 294,389 |
| 単位型株式投資信託 | 19 | 69,896 |
| 単位型公社債投資信託 | 6 | 2,907 |

| | | |
|----|----|---------|
| 合計 | 67 | 367,192 |
|----|----|---------|

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

<更新後>

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) | |
|-------------|-----|-------------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| | | 金 額 | | 金 額 | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 1 現金・預金 | | | 2,073,597 | | 3,732,562 |
| 2 直販顧客分別金信託 | | | - | | 100 |
| 3 前払費用 | | | 13,292 | | 14,374 |
| 4 未収委託者報酬 | | | 145,129 | | 357,715 |
| 5 未収運用受託報酬 | | | 425,043 | | 724,317 |
| 6 その他 | | | 28,583 | | 56,649 |
| 流動資産計 | | | 2,685,645 | | 4,885,718 |
| 固定資産 | | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | 52,756 | | 42,933 |
| (1)建物付属設備 | *1 | 40,229 | | *1 | 33,096 |

| | | | | | | |
|------------|----|--------|-----------|----|--------|-----------|
| (2)器具備品 | *1 | 12,526 | | *1 | 9,837 | |
| 2 無形固定資産 | | | 1,108 | | | 3,640 |
| (1)電話加入権 | | 761 | | | 761 | |
| (2)ソフトウェア | *2 | 151 | | *2 | 11 | |
| (3)協会基金 | *2 | 195 | | *2 | 2,866 | |
| 3 投資その他の資産 | | | 126,561 | | | 144,128 |
| (1)投資有価証券 | | 51,253 | | | 66,225 | |
| (2)出資金 | | 10,000 | | | 10,000 | |
| (3)長期差入保証金 | | 65,307 | | | 66,833 | |
| (4)長期前払費用 | | - | | | 1,069 | |
| 固定資産計 | | | 180,426 | | | 190,702 |
| 資産合計 | | | 2,866,071 | | | 5,076,421 |

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) | |
|----------------|-----|-------------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| | | 金 額 | | 金 額 | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 1 預り金 | | | 18,663 | | 25,550 |
| 2 未払金 | | | 412,419 | | 1,207,786 |
| 3 関係会社未払金 | | | 3,497 | | - |
| 4 未払費用 | | | 20,037 | | 39,462 |
| 5 未払法人税等 | | | 485,028 | | 515,277 |
| 6 未払消費税等 | | | 56,672 | | 71,728 |
| 7 前受金 | | | 5,124 | | 10,140 |
| 流動負債計 | | | 1,001,444 | | 1,869,945 |
| 固定負債 | | | | | |
| 1 長期未払金 | | | 18,978 | | 13,556 |
| 2 資産除去債務 | | | 23,265 | | 23,491 |
| 3 繰延税金負債 | | | 3,504 | | 6,931 |
| 固定負債計 | | | 45,749 | | 43,979 |
| 負債合計 | | | 1,047,193 | | 1,913,925 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 1 資本金 | | | 370,000 | | 370,000 |
| 2 利益剰余金 | | | | | |
| (1)利益準備金 | | 19,980 | | 19,980 | |
| (2)その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,428,898 | | 2,764,828 | |
| 利益剰余金計 | | | 1,448,878 | | 2,784,808 |
| 株主資本計 | | | 1,818,878 | | 3,154,808 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | | | - | | 7,687 |
| 評価・換算差額等計 | | | - | | 7,687 |
| 純資産合計 | | | 1,818,878 | | 3,162,495 |
| 負債・純資産合計 | | | 2,866,071 | | 5,076,421 |

(2)【損益計算書】

<更新後>

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | |
|--------------|-----|---------|---|-----------|---|-----------|
| | | | 金 額 | | 金 額 | |
| 営業収益 | | | | | | |
| 1 委託者報酬 | | | 2,424,954 | | 3,822,676 | |
| 2 運用受託報酬 | | | 609,011 | | 1,075,390 | |
| 3 その他営業収益 | | | 149 | 3,034,115 | 1,241 | 4,899,308 |
| 営業費用 | | | | | | |
| 1 支払手数料 | | | 75,872 | | 161,096 | |
| 2 調査費 | | | | | | |
| (1)調査費 | | | 22,076 | | 26,432 | |
| (2)委託調査費 | | | 460,835 | | 651,758 | |
| 3 委託計算費 | | | 61,804 | | 38,548 | |
| 4 通信費 | | | 6,345 | 626,934 | 6,490 | 884,326 |
| 一般管理費 | | | | | | |
| 1 給料 | | | | | | |
| (1)役員報酬 | *2 | 306,666 | | *2 | 476,116 | |
| (2)給料・手当 | | 236,238 | | | 261,740 | |
| (3)賞与・退職金等 | | 366,350 | | | 930,500 | |
| 2 交際費 | | 3,711 | | | 4,284 | |
| 3 旅費交通費 | | 13,678 | | | 29,007 | |
| 4 業務事務委託費 | | 15,499 | | | 14,939 | |
| 5 租税公課 | | 11,439 | | | 18,172 | |
| 6 不動産賃借料 | | 99,051 | | | 83,484 | |
| 7 固定資産減価償却費 | | 8,417 | | | 12,152 | |
| 8 諸経費 | *1 | 85,345 | 1,146,399 | *1 | 132,538 | 1,962,936 |
| 営業利益 | | | | 1,260,781 | | 2,052,045 |
| 営業外収益 | | | | | | |
| 1 受取利息 | | 154 | | | 361 | |
| 2 為替差益 | | 29,376 | | | 29,235 | |
| 3 受取配当金 | | 1,350 | | | 3,246 | |
| 4 その他の営業外収益 | | 686 | 31,567 | | 10 | 32,853 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 1 その他の営業外費用 | | 16 | 16 | | 739 | 739 |
| 経常利益 | | | | 1,292,332 | | 2,084,160 |
| 特別損失 | | | | | | |
| 1 固定資産除却損 | *1 | 8,814 | 8,814 | | 0 | 0 |
| 税引前当期純利益 | | | | 1,283,517 | | 2,084,160 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 523,032 | | | 749,059 | |
| 法人税等調整額 | | 1,692 | 524,725 | | 829 | 748,229 |
| 当期純利益 | | | | 758,792 | | 1,335,930 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

< 更新後 >

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 純資産合計 |
|---------|---------|--------|--------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | |
| | | | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 370,000 | 19,980 | 670,105 | 690,085 | 1,060,085 | 1,060,085 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | 758,792 | 758,792 | 758,792 | 758,792 |
| 当期変動額合計 | - | - | 758,792 | 758,792 | 758,792 | 758,792 |
| 当期末残高 | 370,000 | 19,980 | 1,428,898 | 1,448,878 | 1,818,878 | 1,818,878 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算 差額等 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|--------|--------------|-------------|------------|----------------------|-----------|
| | 資本金 | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | その他有価 証券評価 差額金 | |
| | | | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 370,000 | 19,980 | 1,428,898 | 1,448,878 | 1,818,878 | - | 1,818,878 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | 1,335,930 | 1,335,930 | 1,335,930 | - | 1,335,930 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | 7,687 | 7,687 |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,335,930 | 1,335,930 | 1,335,930 | 7,687 | 1,343,617 |
| 当期末残高 | 370,000 | 19,980 | 2,764,828 | 2,784,808 | 3,154,808 | 7,687 | 3,162,495 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～18年

器具備品

3年～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物付属設備 | 16,398千円 | 23,796千円 |
| 器具備品 | 13,928千円 | 13,456千円 |
| 計 | 30,327千円 | 37,253千円 |

*2無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| ソフトウェア | 2,500千円 | 2,640千円 |
| 協会基金 | 255千円 | 440千円 |
| 計 | 2,755千円 | 3,081千円 |

(損益計算書関係)

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) | 当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) |
|---------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 諸経費 | 1,860千円 | - |
| 固定資産除却損 | 7,954千円 | - |

*2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) | 当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 取締役 | 600,000千円 | 1,000,000千円 |
| 監査役 | 5,000千円 | 5,000千円 |

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 7,400 | - | - | 7,400 |
| 合計 | 7,400 | - | - | 7,400 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 7,400 | - | - | 7,400 |
| 合計 | 7,400 | - | - | 7,400 |

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 60,661 | 60,661 |
| 1年超 | 212,314 | 151,653 |
| 合計 | 272,975 | 212,314 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|--------------|-----------|----|
| (1)現金・預金 | 2,073,597 | 2,073,597 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 145,129 | 145,129 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 425,043 | 425,043 | - |
| (4)長期差入保証金 | 65,307 | 65,307 | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券 | 51,253 | 51,253 | - |
| 資産計 | 2,760,331 | 2,760,331 | - |
| (1)未払金 | 412,419 | 412,419 | - |
| (2)関係会社未払金 | 3,497 | 3,497 | - |
| (3)未払法人税等 | 485,028 | 485,028 | - |
| 負債計 | 900,946 | 900,946 | - |

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|--------------|-----------|----|
| (1)現金・預金 | 3,732,562 | 3,732,562 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 357,715 | 357,715 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 724,317 | 724,317 | - |
| (4)長期差入保証金 | 66,833 | 66,833 | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券 | 66,225 | 66,225 | - |
| 資産計 | 4,947,654 | 4,947,654 | - |
| (1)未払金 | 1,207,786 | 1,207,786 | - |
| (2)関係会社未払金 | - | - | - |
| (3)未払法人税等 | 515,277 | 515,277 | - |
| 負債計 | 1,723,063 | 1,723,063 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-----|----------|
| 出資金 | 10,000 |

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| (1)現金・預金 | 2,073,597 | - | - | - |
| (2)未収委託者報酬 | 145,129 | - | - | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 425,043 | - | - | - |
| (4)長期差入保証金 | - | 65,307 | - | - |
| (5)投資有価証券 其他有価証券 | - | 51,253 | - | - |
| 合計 | 2,643,770 | 116,561 | - | - |

当事業年度（平成26年3月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| (1)現金・預金 | 3,732,562 | - | - | - |
| (2)未収委託者報酬 | 357,715 | - | - | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 724,317 | - | - | - |
| (4)長期差入保証金 | - | 66,833 | - | - |
| (5)投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの | - | 66,127 | - | - |
| 合計 | 4,814,595 | 132,961 | - | - |

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 其他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|----------|----------|--------|----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託受益証券 | 51,253 | 51,253 | - |
| 合計 | | 51,253 | 51,253 | - |

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|----------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 投資信託受益証券 | 66,127 | 54,181 | 11,945 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託受益証券 | 98 | 100 | 1 |
| 合計 | | 66,225 | 54,281 | 11,944 |

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 （平成25年3月31日） | 当事業年度 （平成26年3月31日） |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用否認 | 5,916千円 | 9,722千円 |
| 未払事業税 | 36,958千円 | 39,840千円 |
| 会費否認 | - 千円 | 17千円 |
| 資産除去債務 | 8,291千円 | 8,372千円 |
| 繰延税金資産小計 | 51,167千円 | 57,952千円 |
| 評価性引当額 | 51,167千円 | 57,952千円 |
| 繰延税金資産合計 | - 千円 | - 千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 固定資産（除去費用） | 3,504千円 | 2,674千円 |
| その他有価証券評価差額金 | - 千円 | 4,256千円 |
| 繰延税金負債合計 | 3,504千円 | 6,931千円 |
| 繰延税金負債の純額 | 3,504千円 | 6,931千円 |

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 （平成25年3月31日） | 当事業年度 （平成26年3月31日） |
|--|-----------------------|-----------------------|
|--|-----------------------|-----------------------|

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 法定実効税率 (調整) | 38.0% | 38.0% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% | 0.0% |
| 評価性引当額 | 2.7% | 0.3% |
| 特別税額控除 | - | 2.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 40.8% | 35.9% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について従来の38.01%から35.64%に変更しております。

なお、この変更による当事業年度末における繰延税金負債の金額、及び当事業年度の法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|----------|----------|
| 期首残高 | 16,709千円 | 23,265千円 |
| 時の経過による調整額 | 207千円 | 225千円 |
| 見積りの変更による増加額 | 6,349千円 | - |
| 期末残高 | 23,265千円 | 23,491千円 |

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

| | 投資信託 | 投資一任 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|-----|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 2,424,954 | 609,011 | 149 | 3,034,115 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

| | 投資信託 | 投資一任 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 3,822,676 | 1,075,390 | 1,241 | 4,899,308 |

2 地域ごとの情報

(1)売上高

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

| 日本 | 英国バージン諸島 | その他 | 合計 |
|-----------|----------|--------|-----------|
| 2,517,883 | 497,869 | 18,362 | 3,034,115 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| 日本 | 英国バージン諸島 | その他 | 合計 |
|-----------|----------|--------|-----------|
| 3,887,606 | 993,903 | 17,797 | 4,899,308 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|---------|------------|
| シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド | 497,869 | 投資運用・顧問業 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|---------|------------|
| シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド | 983,918 | 投資運用・顧問業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|--------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|

| | | | | | | | | | | |
|-----|------------------------------|---------|---------|----------|--------------|---------------------------|----------------------------|----------------|---------|-------|
| 親会社 | 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス | 東京都千代田区 | 370,000 | 子会社支配・管理 | (被所有)直接・100% | 持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任 | 事務所施設の賃貸等 固定資産除却損の当社負担分 | 1,860 7,954 | 関係会社未払金 | 3,497 |
|-----|------------------------------|---------|---------|----------|--------------|---------------------------|----------------------------|----------------|---------|-------|

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(2)財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3)財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|-------------------------------------|-----------|----------|-----------|-------------------|-----------------|----------------|----------------|----------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド | 英国領バージン諸島 | 50万米ドル | 投資運用業 | - | 投資一任契約 役員の兼任 | 運用受託報酬 (注1) | 497,869 | 未収運用受託報酬 | 394,770 |
| 同一の親会社を持つ会社 | シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド | 香港 | 50万香港ドル | 投資信託事務委託業 | - | 事務協力関係 役員の兼任 | 委託調査費 事務委託費 | 7,344 7,152 | 未払金 | 3,990 |

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|-------------------------------------|-----------|----------|-----------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド | 英国領バージン諸島 | 50万米ドル | 投資運用業 | - | 投資一任契約 役員の兼任 | 運用受託報酬 (注1) | 983,918 | 未収運用受託報酬 | 708,925 |
| 同一の親会社を持つ会社 | シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド | 香港 | 50万香港ドル | 投資信託事務委託業 | - | 事務協力関係 役員の兼任 | 委託調査費 事務委託費 | 9,834 23,638 | 未払金 | 200,744 |

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッドに対する未払金には、当社が代わりに受領した分配金180,545千円を含んでおります。

3. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス

非上場

（1株当たり情報）

| 前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） | | 当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） | |
|--|-------------|--|-------------|
| 1株当たり純資産額 | 245,794円33銭 | 1株当たり純資産額 | 427,364円30銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 102,539円54銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 180,531円13銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。 | |

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

| 項目 | 前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） | 当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 758,792千円 | 1,335,930千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 758,792千円 | 1,335,930千円 |
| 期中平均株式数 | 7.4千株 | 7.4千株 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 期別 | 当中間会計期間末 （平成26年9月30日現在） | |
|-------------|----|----------------------------|-----------|
| | | 金額 | |
| （資産の部） | | | |
| 流動資産 | | | |
| 1 現金・預金 | | | 973,071 |
| 2 直販顧客分別金信託 | | | 100 |
| 3 前払費用 | | | 15,854 |
| 4 未収委託者報酬 | | | 401,515 |
| 5 未収運用受託報酬 | | | 117,181 |
| 6 その他 | | | 107,672 |
| 流動資産計 | | | 1,615,395 |
| 固定資産 | | | |
| 1 有形固定資産 | | | 38,451 |
| (1)建物附属設備 | *1 | 30,076 | |
| (2)器具備品 | *1 | 8,374 | |
| 2 無形固定資産 | | | 3,303 |
| (1)電話加入権 | | 761 | |
| (2)ソフトウェア | *2 | 5 | |
| (3)協会基金 | *2 | 2,536 | |
| 3 投資その他の資産 | | | 78,037 |
| (1)投資有価証券 | | 104 | |

| | | |
|------------|--------|-----------|
| (2)出資金 | 10,000 | |
| (3)長期差入保証金 | 66,991 | |
| (4)長期前払費用 | 941 | |
| 固定資産計 | | 119,792 |
| 資産合計 | | 1,735,187 |

(単位：千円)

| 科目 | 期別 | 当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在) | |
|----------------|---------|----------------------------|-----------|
| | | 金額 | |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 1 預り金 | | | 34,594 |
| 2 未払金 | | | 67,732 |
| 3 関係会社未払金 | | | 6,480 |
| 4 未払費用 | | | 20,990 |
| 5 未払法人税等 | | | 288,268 |
| 6 未払消費税等 | | | 42,845 |
| 7 前受金 | | | 1,117 |
| 流動負債計 | | | 462,028 |
| 固定負債 | | | |
| 1 長期未払金 | | | 10,845 |
| 2 資産除去債務 | | | 23,605 |
| 3 繰延税金負債 | | | 2,387 |
| 固定負債計 | | | 36,837 |
| 負債合計 | | | 498,866 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 1 資本金 | | | 370,000 |
| 2 利益剰余金 | | | |
| (1)利益準備金 | 92,500 | | |
| (2)その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | 773,818 | | |
| 利益剰余金計 | | | 866,318 |
| 株主資本計 | | | 1,236,318 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | | | 2 |
| 評価・換算差額等計 | | | 2 |
| 純資産合計 | | | 1,236,321 |
| 負債・純資産合計 | | | 1,735,187 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | |
|--|--------------------------|
| | 当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 |
|--|--------------------------|

| 科目 | 期別 | 至 平成26年9月30日) | |
|--------------|----|----------------|-----------|
| | | 金 額 | |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | | 1,710,575 |
| 運用受託報酬 | | | 266,513 |
| その他営業収益 | | | 1,800 |
| 営業収益計 | | | 1,978,889 |
| 営業費用 | | | 547,255 |
| 一般管理費 | *1 | | 604,140 |
| 営業利益 | | | 827,493 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | | 828 |
| 受取配当金 | | | 1,075 |
| 為替差益 | | | 24,190 |
| その他有価証券売却益 | | | 12,257 |
| その他営業外収益 | | | 0 |
| 営業外収益計 | | | 38,353 |
| 営業外費用 | | | |
| その他営業外費用 | | | 7 |
| 営業外費用計 | | | 7 |
| 経常利益 | | | 865,839 |
| 税引前中間純利益 | | | 865,839 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 284,625 |
| 法人税等調整額 | | | 289 |
| 中間純利益 | | | 581,503 |

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 評価・換算 差額等 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|--------|--------------|-------------|-----------|------------------|-----------|
| | 資本金 | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証 券評価差額金 | |
| | | | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 370,000 | 19,980 | 2,764,828 | 2,784,808 | 3,154,808 | 7,687 | 3,162,495 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | 72,520 | 2,572,513 | 2,499,993 | 2,499,993 | | 2,499,993 |
| 利益準備金積立額 | - | - | - | - | - | | - |
| 当期純利益 | - | - | 581,503 | 581,503 | 581,503 | - | 581,503 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額） | - | - | - | - | - | 7,685 | 7,685 |
| 当期変動額合計 | - | 72,520 | 1,991,010 | 1,918,490 | 1,918,490 | 7,685 | 1,926,175 |
| 当期末残高 | 370,000 | 92,500 | 773,818 | 866,318 | 1,236,318 | 2 | 1,236,321 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 期 別 | 第 16 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日) |
|------------------------------|---|
| 項 目 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～18年 器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |
| 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 第 16 期 中 間 会 計 期 間 末 平成26年9月30日現在 | |
|--------------------------------------|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物附属設備 | 26,815千円 |
| 器具備品 | 14,920千円 |
| 2 無形固定資産の減価償却累計額 | |
| ソフトウェア | 2,646千円 |
| 協会基金 | 770千円 |

(中間損益計算書関係)

| 第 16 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日) |
|--|
| |

1 減価償却実施額

| | |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 3,670千円 |
| 無形固定資産 | 50千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第16期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間増加 株式数 | 当中間会計期間減少 株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 7,400 | - | - | 7,400 |
| 合計 | 7,400 | - | - | 7,400 |

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成26年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,499,993 | 337,837 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |

(リ・ス取引関係)

第16期中間会計期間

(自 平成26年4月1日

至 平成26年9月30日)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

| | |
|------|-----------|
| 一年以内 | 60,661千円 |
| 一年超 | 121,322千円 |
| 合計 | 181,983千円 |

(金融商品関係)

第16期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--|----------------|----|----|
| | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|--|
| (1) 現金・預金 | 973,071 | 973,071 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 401,515 | 401,515 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 117,181 | 117,181 | |
| (4) 長期差入保証金 | 66,991 | 66,991 | |
| (5) 投資有価証券 その他有価証券 | 104 | 104 | |
| 資産計 | 1,558,864 | 1,558,864 | |
| (1) 未払金 | 67,732 | 67,732 | |
| (2) 未払法人税等 | 288,268 | 288,268 | |
| 負債計 | 356,001 | 356,001 | |

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|-----|------------|
| 出資金 | 10,000 |

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第16期中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

| | 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------|----------|------------|------|----|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 投資信託受益証券 | 104 | 100 | 4 |
| 合計 | | 104 | 100 | 4 |

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第16期中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|--------------|----------|
| 期首残高 | 23,491千円 |
| 時の経過による調整額 | 113千円 |
| 当中間会計期間の期末残高 | 23,605千円 |

（セグメント情報等）

第16期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託 | 投資一任 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|-------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 1,710,575 | 266,513 | 1,800 | 1,978,889 |

2 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

| 日本 | 英国バージン諸島 | その他 | 合計 |
|-----------|----------|-------|-----------|
| 1,737,203 | 232,630 | 9,055 | 1,978,889 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|---------|------------|
| シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド | 220,335 | 投資運用・顧問業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

| 第 16 期 中 間 会 計 期 間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日） | |
|---|-------------|
| 1株当たり純資産額 | 167,070円44銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 78,581円58銭 |
| （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述して おりません。 | |
| 2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。 | |
| 中間純利益 | 581,503千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 581,503千円 |
| 期中平均株式数 | 7,400 株 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

| 名 称 | 資本金の額 （平成26年9月末現在） | 事業の内容 |
|-----|-----------------------|-------|
|-----|-----------------------|-------|

| | | |
|--------------|------------|---|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
|--------------|------------|---|

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成26年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

< 更新後 >

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成26年9月末現在) | 事業の内容 |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 4,500百万円 (平成26年3月末現在) | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| シティグループ証券株式会社 | 96,307百万円 | |
| ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店 | 31,703百万円 (平成26年3月末現在) | |
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 (平成26年3月末現在) | |
| メリルリンチ日本証券株式会社 | 119,440百万円 (平成26年3月末現在) | |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 62,000百万円 (平成26年3月末現在) | |

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月24日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTOPIXベア2倍上場投信の平成26年5月28日から平成26年11月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TOPIXベア2倍上場投信の平成26年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年5月28日から平成26年11月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎 司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月19日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎 司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。